



家畜衛生だより



令和8年度第4号(豚) 令和8年4月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

ゴールデンウィークは豚熱・アフリカ豚熱・ 口蹄疫の防疫対策の徹底を！

口蹄疫については、ワクチン接種により発生を抑制している韓国で本年1月に9か月ぶりとなる発生が仁川広域市の牛農場で確認され、2月以降は京畿道の牛農場2件でも発生が続いています。また、本年3月に中国において東アジアで初となる血清型SAT1が確認されるなど、アジアでの状況に変化が見られています。

アフリカ豚熱については、アフリカ、欧州、ロシア及びアジアにて流行しており、韓国では本年1月から3月までに飼養豚で24事例発生するなど、引き続き警戒を強める必要があります。

豚熱については、国内で広く野生イノシシの感染が発生している中、4月10日には日本最大の養豚地帯である南九州で、平成30年の再発生以来初めてとなる飼養豚の陽性が宮崎県で確認されました。全国で引き続き、地域の関係者が一体となって野生イノシシ対策を推進するとともに、農場へのウイルス侵入防止を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内の人の動きが活発化することから、飼養衛生管理を徹底し、防疫対策を強化しましょう！

ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

- 1 海外渡航の自粛と畜産物の持ち込み禁止
アフリカ豚熱、口蹄疫の発生地域や非清浄地域への渡航は自粛しましょう。これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください。
- 2 農場内へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない
- 3 立入者の衣服交換、手指消毒の徹底
衛生管理区域に入る人は、専用衣服と長くつを着用し、手指消毒を徹底しましょう。
- 4 野生動物侵入防止のための防護柵・防鳥ネットの設置
- 5 消毒薬の適正使用
適正な濃度の消毒薬の使用を！
踏み込み消毒槽は、汚れた時だけでなく1日に1回は必ず交換しましょう。
- 6 毎日の健康観察→早期発見、早期通報
異常を認めたら、ただちに下記まで通報してください！



定期報告書の提出がまだの方は、早めにご提出ください。

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病(豚熱等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

MAFF
農林水産省

アフリカ豚熱

そこまできています

発生を未然に防ぐことが
日本の養豚を守るために極めて重要です。

皮膚の出血や全身の子アノーゼが特徴。他には食欲不遜・沈鬱等。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、
すぐに農場の衛生対策を再点検！

- 致死率はほぼ**100%**
- 中国で発生による死亡・殺処分により豚の飼養頭数が**4割減少**
- 周辺農場も殺処分の可能性

有効な治療法やワクチンはない

2019 日本から50kmしか離れていない釜山で続発中！
約50km

釜山

2022

2024 海や空港付近で発生が続いています。
釜山国際空港
新千歳、成田、関西国際、中部国際、松山、福岡
釜山海田国際旅客ターミナル
対馬、福岡、下関、大津

1 野生動物対策

農場を囲う柵を設置するとともに、破損などがなければ定期的に点検。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

死亡家畜は野生動物を誘引しないよう適切に保管。

MAFF 農林水産省

養豚場の重点対策

2 農場内や進入車両の消毒

畜舎周囲・農場外縁部に定期的に石灰を散布。
車両の洗浄・消毒も忘れない。
車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

3 更衣・履き替えの徹底

洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。
長靴は履き替えを徹底し、使用後は洗浄してから消毒し、消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

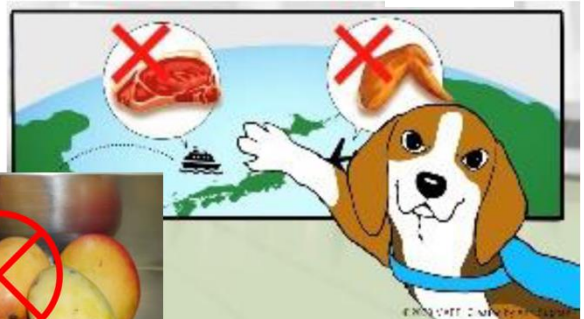
豚肉・豚肉製品を絶対に豚に与えない・捨てない！
従業員にも周知・徹底を！

- 侵入防止に関する啓発 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/asf-63.pdf>
- 豚熱に関する情報 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>
- アフリカ豚熱に関する情報 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)
- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。

・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。

・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金等)の対象になります。

・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。

・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫

植物防疫